

石川県農林水産部試験研究機関受託研究実施規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県農林水産部試験研究機関（以下「研究機関」という。）が石川県（以下「甲」という。）の公設試験研究機関以外の者からの委託に応じて行う試験研究（以下「受託研究」という。ただし、国、独立行政法人からの委託や軽微な調査試験は除く。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(受託研究の要件)

第2条 受託研究は、次に掲げる要件を満たす場合に実施することができる。

- (1) 本県農林水産業及び食品産業の振興に寄与するものであること。
- (2) 研究成果を得ることが十分見込まれること。
- (3) 研究機関のその他業務に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(委託者の公募)

第3条 甲は、受託研究の実施に当たり、原則、予めホームページ等により研究機関へ研究を委託する者（以下「乙」という。）を公募するものとする。

(受託研究の申請)

第4条 乙は、甲に受託研究申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

2 申請受付は9月末日までとし、研究開始は翌年度の4月以降に行うものとする。ただし、甲が必要と認めるときはこの限りではないものとする。

(審査)

第5条 甲は、前条の受託研究申請書の提出があったときは、研究を受託しようとする研究機関において受託研究審査会を設置し、受託研究申請書に基づき、研究内容と第2条に定める要件との適合を審査し、実施の適否を決定するものとする。

2 受託研究の実施について適否の判断を行ったときは、甲は乙に対して、受託研究実施の可否を通知する。

3 受託研究審査会は、次に掲げる審査員で組織する。

- (1) 研究を受託しようとする研究機関の長（以下「所長」という。）、次長並びに受託研究に係る場長、副場長及び部長
- (2) 農林水産部関係課長又はその指定する職員
- (3) その他所長が必要と認めた者

4 所長は、審査会の協議内容を農林水産部長に報告する。

(受託研究契約)

第6条 甲及び乙は、受託研究を開始するに当たり、受託研究契約書（別記様式第2号）を標準として、受託研究契約を締結するものとする。

(受託料の納付)

第7条 乙は、受託契約の締結後、受託契約に定める経費について、概算払又は精算払によって納付するものとする。

2 受託契約に係る研究等の実施に要する経費の額については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(受託研究の中止等)

第8条 甲は、天災地変その他やむを得ない事由により受託研究の遂行が困難となったときは、乙と協議の上、受託研究の内容を変更し、又は受託研究を中止することができる。

2 甲は、前項の規定による受託研究の内容の変更又は中止により乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(特許権等の帰属)

第9条 受託研究に際し、研究機関の研究員が発明を行った場合の取り扱いは、「石川県職員勤務発明等に関する規定（昭和52年10月7日訓令第12号）」に基づくものとする。

2 甲は、必要があると認めた場合には、当該受託研究に係る特許を受ける権利又はこれに基づく特許権を乙と共有することができる。（以下「共有に係る特許権等」という。）その際、当該特許権等の権利の持分、共同出願や権利保全に要する経費、実施の許諾については、甲乙双方が協議して定めるものとする。なお、共同出願する場合は、別に定める共同出願契約（別記様式第3号）を締結するものとする。

(共有に係る特許権等の実施の許諾)

第10条 甲又は乙が、共有に係る特許権等の実施を許諾する場合は、相手方と別に定める実施契約（別記様式第4号）を締結するものとする。

2 甲又は乙が、第三者に対し、共有に係る特許権等の実施を許諾する場合、甲乙双方が協議して決定するものとする。

3 甲は、共有に係る特許権等の実施を許諾しないことが、本県農林水産業の振興を著しく損なう場合は、乙にその旨通知し、第三者に対し、当該共有に係る特許権等の実施の許諾を行うことができる。

(受託研究成果の公表等)

第11条 甲は、乙の業務に支障があると認めた場合を除き、乙の同意を得て、研究成果を公表できるものとする。

2 前項の規定により公表する場合において、その内容及び時期については、乙と協議の上、決定するものとする。

(受託研究結果の報告)

第12条 甲は、受託研究を終了後、速やかに、研究結果報告書を作成し、乙へ提出するものとする。

(準用)

第13条 第9条から第12条までの規定については、受託研究に係る特許権以外の知的財産権を受ける権利又は特許権以外の知的財産権について準用する。

(研究費の精算)

第14条 甲は、受託研究を終了し又は中止したときは、第7条の規定により納入された研究費の精算を遅滞なく行うものとする。

(適用の除外)

第15条 甲は、受託研究が国等の事業で要綱等の定めがある場合、又はその他の特別な事情があると認められる場合は、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、受託研究に関し必要な事項は、研究機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。